

2024年度 一般社団法人 那智勝浦観光機構バス助成金交付事業要綱

1. 主 旨

一般社団法人那智勝浦観光機構は、旅行商品の金額を少しでも下げ、那智勝浦町への誘客を促進することを目的とし、2024年度に団体旅行で平日にバス1台10名以上のお客様をお連れいただく旅行会社に助成金を交付します。

2. 助成対象期間

2024年7月2日（火）～2025年2月28日（金）に宿泊する団体旅行

※上記期間は、宿泊日を基準とします。ただし、当該宿泊日が土曜日、祝前日及び12月28日～1月2日でないこと。

※申請額の合計が、予算額に達した時点で順次キャンセル待ちの受付となり、キャンセルが出た場合、順次助成対象に繰り上がります。

※予定しているツアーがキャンセル待ちの期間中に催行された場合、繰り上げ助成対象にはなりません。（すでに終了したツアーは、キャンセル待ちから助成対象に繰り上がることはありません。）

※社会情勢の変化等に応じて、本事業の条件の変更及び事業中止の可能性があります。予めご了承ください。

3. 助成対象者

旅行業登録を受けている全国の旅行会社

4. 助成対象事業

以下の条件をすべて満たすものとします。

(1) 対象となる旅行は**募集型及び受注型企画旅行**とする

※募集型企画旅行の場合は、催行が決定した旅行のみ申請を受け付けます。

(2) 10名以上の団体旅行で那智勝浦町内の宿泊施設に、1泊以上の宿泊をするもの
※宿泊代金の発生しない子どもについては、人数に参入できません。

(3) バスでの出発地が和歌山県外であること **(申請時、行程表も添付してください)**

※行程の中で、南紀白浜空港に到着する飛行機又は徳島港→和歌山港間の南海フェリーをご利用いただいた場合、バスでの出発地が和歌山県内であっても助成対象といたします。

(4) 「国・地方自治団体・公的団体が実施する会議」及び「宗教活動・政治活動を目的とした旅行」でないこと

5. 助成額

(1) 貸切バス1台につき20名以上の乗車の場合・・・@50,000円/1台

(2) 貸切バス1台につき10～19名の乗車の場合・・・@30,000円/1台

※乗務員、添乗員は、人数に参入できません。

※旅行会社の1支店（1営業所）あたり、期間内で合計300,000円の助成を上

限とします。

※振込口座については、支店、営業所名義で申請した場合は、その支店、営業所名義の口座としてください。

6. 申請等の手続

(1) 助成金の申請

助成金の交付を希望する旅行会社は、次に掲げる書類を旅行催行日（宿泊日を基準とする）の 1 ヶ月前までに下記①、②を一般社団法人 那智勝浦観光機構にメールにて提出してください。

①バス助成金交付申請書（様式第 1 号）

②旅行行程表（A4 版横書き・バス会社名と宿泊先を明示すること）

※申請書は、1 回の旅行ごとに 1 部ずつ提出してください。1 部に複数のツアーを書いた申請書は無効となります。ご注意ください。

《申請書送信先》

一般社団法人 那智勝浦観光機構

【件名】バス助成金申請書送付

宛先メールアドレス：travel@nachikan.jp

(2) 申請書受付期間

2024 年 7 月 2 日到着分から 2025 年 1 月 31 日到着分まで

※各旅行催行日の 1 ヶ月前までに申請書を提出ください。ただし、2024 年 7 月末までに催行を予定している旅行についてはこの限りではありません。

※申請額が予算額に到達した時点で、キャンセル待ちの受付となります。キャンセル待ちになった場合は当機構からご連絡し、また助成対象に繰り上がった場合も当機構からご連絡します。

(3) 交付決定

当機構は助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、バス助成金交付決定通知書（様式第 2 号）をメールにて送付します。なお、交付決定審査は先着順となります。

(4) 旅行中止・変更の申請

申請者が助成事業を変更・中止又は助成対象事業の要件を満たさなくなった場合（天候等により旅行行程を変更し、要件を満たさなくなった場合も含む）は、速やかにバス助成金変更・中止承認申請書（様式第 3 号）を、催行予定だった日までに一般社団法人 那智勝浦観光機構までメールにて必ず提出してください。

(5) 実績報告

助成金の交付決定を受けた申請者は、**旅行催行後 2 週間以内**にバス助成金実績報告書（様式第 4 号）に旅行行程表を添付して一般社団法人 那智勝浦観光機構にメールにて提出してください。

※実績報告書は、1 回の旅行につき 1 部ずつ提出してください。

※2 週間以内の実績報告書が提出されなかった場合、または実績報告書の内容が申請内容に満たなかった場合は、交付決定通知書を発行していたとしても、支払額の変更又は交付決定を取り消すことがあります。

(6) 助成金確定と支払い

機構は、実績報告書の受理後、審査し適当と認めた場合、バス助成金交付確定通知書（様式第5号）をメールにて送付いたします。その後、確定通知書送付日を月末締めとし、翌月末までに指定の口座に振り込みます。

附 則

この要綱は、2024年7月2日から施行する。